

に坐駕して土産の金鶴形一对・糸線穿鉄甲一領、鍍金護手護膝各全・鉄盔一頂・金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鞍刀一十把・黒漆洒金馬鞍一坐、轡頭蹂躙前後牽軸各項目全・金彩画屏風二対・金面扇一百把・銀面扇二百把・水墨画扇二百把・土糸綿二百束・蕉布二百匹・紋蕉布一百匹・土苧布一百匹・胡椒五百斤・紅銅五百斤を装載し、京に赴き謝恩せしむ。

扱りにて今差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して使ならざるを恐る。理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十三号半印勅合符文を給して都通事曾益等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して使ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

法司王舅一員 毛国珍 人伴二十五名

紫金大夫一員 王明佐^① 人伴十七名

使者一員 昌威 人伴九名

都通事一員 曾益 人伴八名

在船使者二員 吳輝之 牛秉孝 人伴九名

存留通事一員 蔡応祥 人伴六名

王舅通事一員 李栄生 人伴四名

管船伙長・直庫二名 阮廷章^② 馬施願

右の符文は都通事曾益等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十二年（一六八三）十一月初二日給す

符文

注*この進貢について『清実録』康熙二十三年八月丙午の条に記事がある。

ある。

(1) 王明佐 この謝恩での北京からの帰路、二十三年十月、山東省東昌府で病没した（『家譜（二）』三九〇頁、曾夔の譜）。

(2) 阮廷章 一六六三—一七二二年。久米村阮氏（罕宮城家）四世（『家譜（二）』一五七頁。当該員の人名見出しは廷璋とあるが、誤植と思われる）。

1-27-13

國王尚貞の、進貢のため耳目官吳世俊等を遣わす符文

（一六八四、一一、二五）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。查照するに、康熙二十三年（一六八四）は貢に当るの期なれば敢えて愆越せず。此の為に今、耳目官・正議大夫・都通事等の官の吳世俊・鄭永安・鄭明良等を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。因りて

海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幫する上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・海螺殼三千個・紅銅三千斤を載運して福建等処承宣布政使司に前赴して投通し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の留留して便ならざるを恐る。理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十六号半印勘合符文を給して都通事鄭明良等に付し、収執して前去せしむ。如し經過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実^もに遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 吳世俊 人伴一十三名

正議大夫一員 鄭永安 人伴一十三名

都通事一員 鄭明良 人伴七名

在船都通事一員 楊春榮 人伴五名

在船使者四員 和思温 倪定基 武国柱 牛功拳 人伴一十六名

十六名

存留通事一員 蔡炳¹ 人伴七名

在船通事一員 阮廷嘉² 人伴四名

管船火長・直庫四名 毛思恭 阮文煥 馬施願 丙超才

右の符文は都通事鄭明良等に付し、此れに准ぜしむ
康熙二十三年（一六八四）十一月二十五日給す

注*この進貢に関連する記事が『清実録』康熙二十四年十一月乙亥・

十二月辛卯の条にある。また注（2）の阮廷嘉の家譜によれば、この進貢船中一隻は帰途に康熙二十四年七月十六日、八重山で破船し沈没した。

（1）蔡炳 一六五七—九四年。久米村蔡氏（儀間家）十一世（『家譜（二）』二二六三頁）。

（2）阮廷嘉 一六四七—八五年。久米村阮氏（罕宮城家）四世。この進貢の帰途に八重山で水死した（『家譜（二）』一五六頁）。

1-27-14

国王尚貞の、進貢と官生梁成楫等の入学のため耳目官魏応伯等を遣わす符文（一六八六、一一、四）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査するに、康熙二十五年（一六八六）は循期に該^あ応る。擬するに合に進貢すべく、敢えて愆越せず。此の為に今、耳目官魏応伯・正議大夫曾益・都通事蔡応祥等の官を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幫する上